

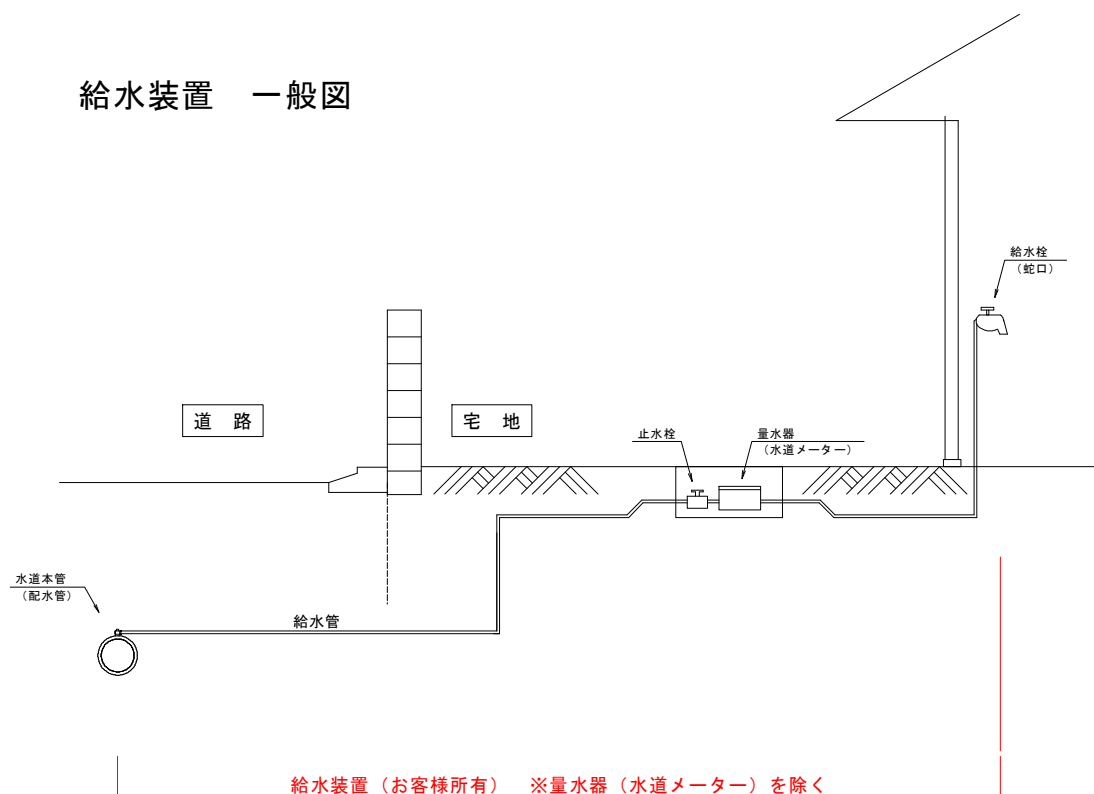
家屋の改造や解体をする際には水道工務課へ申請が必要です

家屋の改造や解体または外構工事に伴い、**給水装置(下記 一般図参照)の改造や撤去を行う場合は、安来市指定給水装置工事事業者を通じて、事前に給水装置工事申請が必要です。この申請を出さずに施工した場合には5万円以下の過料を科すことがあります。**

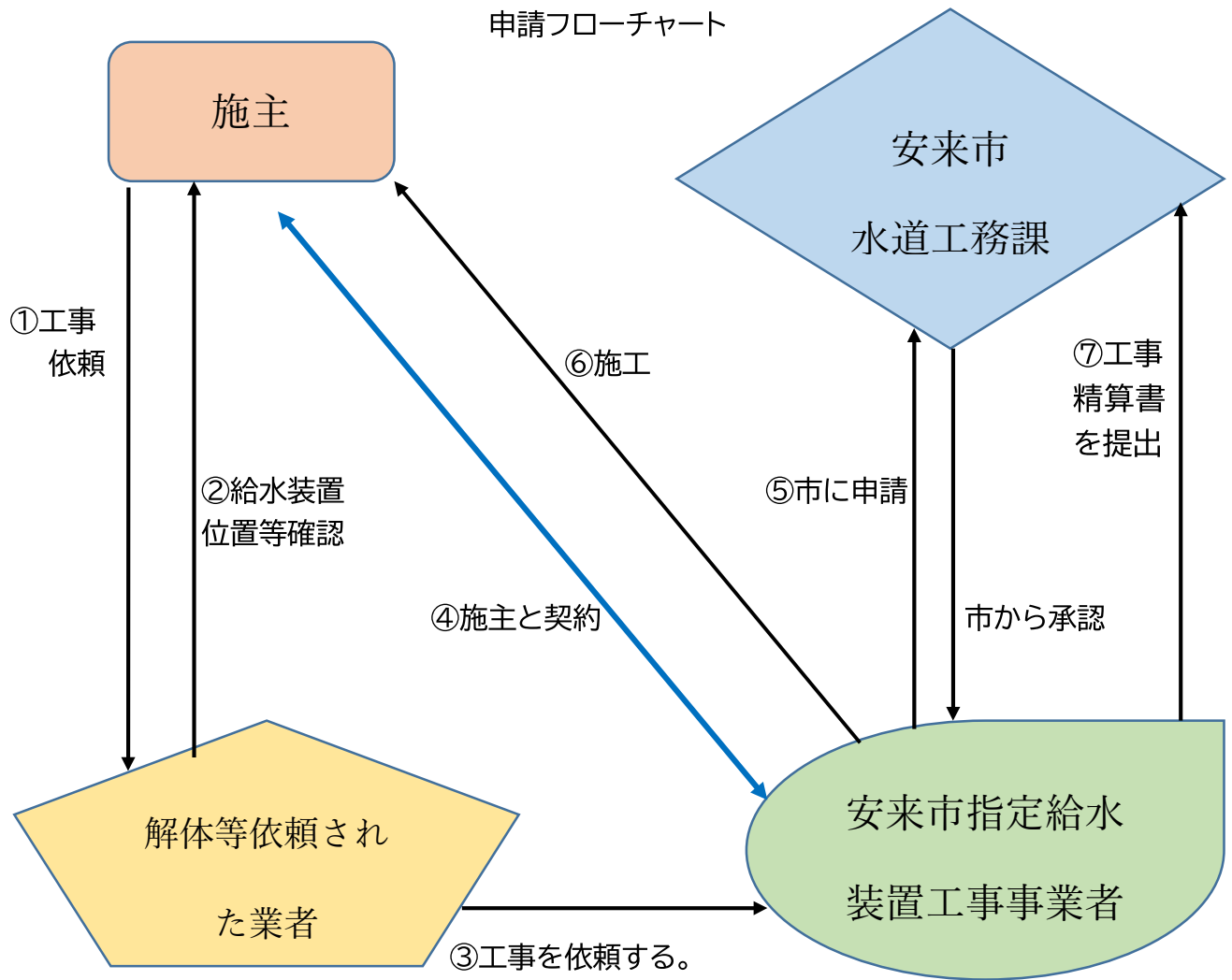
【手順】

- ① 施主が解体を依頼。
- ② 依頼を受けた業者は、敷地内に上水道が引き込みされているのか、または使用中なのかを、土地や建物の所有者など工事を依頼した方に確認し、引き込みされている場合は、給水装置の配管位置を必ず確認する。
※給水装置の所有者でなければ、原則、水道課で所有する宅内配管図は閲覧できないため、施工業者の方が閲覧する場合は「給水装置工事閲覧申請書」が必要となる。
- ③ 安来市指定給水装置工事事業者へ工事を依頼する。※指定給水装置工事事業者は、安来市ホームページで確認。
- ④ 安来市指定給水装置工事事業者は施主と契約をする。
- ⑤ 安来市指定給水装置工事事業者が市に給水装置工事申請書を提出する。
※申請受理から承認まで、約1週間かかる。
- ⑥ 申請承認後に改造・撤去等の工事に着手する。
- ⑦ 工事完了後、安来市指定給水装置工事事業者は、給水装置工事精算書を市に提出する。

給水装置 一般図



申請フローチャート



お問い合わせ先

安来市水道工務課(伯太庁舎)

住所:安来市伯太町東母里 580 番地

電話:0854-23-2021